

## 医療法施行規則第1条の14第7項第1号及び第2号に規定する診療所に係る 取扱要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第1条の14第7項第1号及び第2号に規定する診療所（以下「病床設置届出診療所」という。）における療養病床又は一般病床の設置又は増床に係る手続等について必要な事項を定める。

(病床設置届出診療所の基準)

**第2条** 病床設置届出診療所として認める診療所は、次のいずれかに該当する診療所とする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第2条第1項に規定する地域包括ケアシステムをいう。）の構築のために必要な診療所
- (2) へき地医療を担う診療所
- (3) 小児医療を担う診療所
- (4) 周産期医療を担う診療所
- (5) 救急医療を担う診療所
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所

2 前項に定める診療所の適合基準は、別表第1のとおりとする。

(事前協議)

**第3条** 前条第1項各号に定める診療所に療養病床又は一般病床を設置又は増床しようとする開設者又は開設予定者（以下「開設者等」という。）は、当該診療所が病床設置届出診療所に該当するか否かについて協議するため、事前協議申出書（様式第1号）を開設地を所管する厚生センター所長又は保健所長を経由して知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の申出書が提出されたときは、地域医療構想調整会議の協議を経たうえで、富山県医療審議会の意見を聴いて、病床設置届出診療所に該当するか否かを決定し、その結果を開設者等に通知するものとする。

(診療所の運営変更)

**第4条** 前条第2項の規定により病床設置届出診療所に該当すると決定された診療所の開設者等は、療養病床又は一般病床の設置又は増床の届出を行う前に前条第1項の規定により提出した申出書の記載事項を変更しようとするときは、その旨を知事に報告し、その指示を受けるものとする。

(報告)

**第5条** 第3条第2項の規定により病床設置届出診療所に該当すると決定され、療養病床又

は一般病床の設置又は増床の届出を行った診療所の開設者は、毎年4月に、別表第2に定める事項を知事に報告するものとする。

2 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を富山県医療審議会に報告するものとする。

(指導)

**第6条** 知事は、第3条第2項の規定により病床設置届出診療所に該当すると決定された診療所が本制度の趣旨に基づき適切に運営されているかどうかを把握し、必要に応じて指導を行うものとする。この場合において、当該診療所が決定された基準に該当しないものと認められたときは、当該診療所の開設者に対し病床を廃止するよう指導するものとする。

**附 則**

この要領は、平成22年7月20日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和2年3月30日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

区分	適合基準
第 2 条第 1 項第 1 号	<p>次のいずれかの機能を有する診療所であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 在宅療養支援診療所の機能（訪問診療の実施）</li> <li>2 急変時の入院患者の受入機能（年間 6 件以上）</li> <li>3 患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる機能</li> <li>4 他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れを行う機能（入院患者の 1 割以上）</li> <li>5 当該診療所内において看取りを行う機能</li> <li>6 全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔（手術を実施した場合に限る。）を実施する（分娩において実施する場合を除く。）機能（年間 30 件以上）</li> <li>7 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能</li> </ol>
第 2 条第 1 項第 2 号	<p>富山県医療計画において、無医地区又は無医地区に準じる地区とされた地区に設置する診療所であること。</p>
第 2 条第 1 項第 3 号	<p>次のすべての条件を満たす診療所であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 小児科又は小児外科を標榜すること。</li> <li>2 小児の入院医療を行うこと。</li> <li>3 公益社団法人日本小児科学会又は特定非営利活動法人日本小児外科学会が認定する小児科専門医又は小児外科専門医が常勤していること。</li> </ol>
第 2 条第 1 項第 4 号	<p>次のすべての条件を満たす診療所であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 産科又は産婦人科を標榜すること。</li> <li>2 分娩を取り扱うこと。</li> <li>3 公益社団法人日本産科婦人科学会が認定する産婦人科専門医が常勤していること。</li> </ol>
第 2 条第 1 項第 5 号	<p>次のすべての条件を満たす診療所であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 救急科を標榜すること。</li> <li>2 救急病院等を定める省令（昭和 39 年 2 月 20 日厚生省令第 8 号）に基づく救急診療所として知事の認定を受け告示されていること、又は基準適用後に認定を受けることを確約すること。</li> <li>3 一般社団法人日本救急医学会が認定する救急科専門医が常勤していること。</li> </ol>
第 2 条第 1 項第 6 号	<p>地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要であると富山県医療審議会が認めた診療所であること。</p>

別表第2（第5条関係）

区分	報告事項	報告書様式
第2条第1項第1号	病床設置届出診療所として認められる機能に応じた、次に関する事項 1 前年度の訪問診療の実施件数 2 前年度の急変時の入院患者の受入件数 3 患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる体制 4 前年度の他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れ件数 5 前年度の当該診療所内における看取り件数 6 前年度の全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔（手術を実施した場合に限る。）の実施件数（分娩において実施する場合を除く。） 7 前年度の病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡件数	様式第2号
第2条第1項第2号	前年度の入院患者延数	
第2条第1項第3号	前年度の小児科に係る入院患者延数	
第2条第1項第4号	前年度の分娩取扱件数	
第2条第1項第5号	1 前年度の診療時間外の受診患者数（時間外加算、深夜加算又は休日加算を算定した者の数） 2 前年度の救急自動車による搬送者数	
第2条第1項第6号	富山県医療審議会において定める事項	

備考 前年度とは、第5条第1項の規定により知事に報告を行う日が属する年の前年の4月1日から報告を行う日が属する年の3月31日までとする。